



## ○「付利額などのお知らせ」の見方

前年度末の額を表示する欄です。	前年度末以前に遡及して資格が変更され、前年度末の付利額等が修正された場合に使用する欄です。該当する方のみ数字が入ります。	保険料、国庫補助額、それらの付利額の累計額をお知らせする欄です。	今回の増減額をお知らせする欄です。前年度末の額が修正された場合には、修正後の額からの増減になります。
-----------------	--	----------------------------------	--

1. 付利額などのお知らせ (単位:円)

		平成26年3月末 (前年度末)	前年度末 (修正後)	平成27年3月末 (当年度末)	当年度増減
農業者 老 齢 年 金	計				
	保険料納付額				
	付利額				
特例 付 加 年 金	計				
	国庫補助額				
	付利額				
合 計	計				
	保険料納付額				
	国庫補助額				
	付利額				

付利額は、運用収入(運用コスト控除後)に制度上必要な調整等を加えた額を、個人ごとの期間中に運用した額の平均額に応じて、按分した額です。(付利額の算定方法を参照)

農業者老齢年金の原資になる保険料やその付利額についての欄です。

特例付加年金の原資になる国庫補助やその付利額についての欄です。  
特例付加年金は、経営継承などの支給要件を満たした場合に支給されます。

農業者老齢年金と特例付加年金の合計欄です。

## ○「保険料の納付状況などのお知らせ」の見方

「保険料の納付状況などのお知らせ」では、年度中の保険料納付額や国庫補助額の増減、付利額の増減をお知らせします。  
事項欄には、保険料の納付などの増減に関わる事項が、日付欄には、納付日や処理日などが表示されます。  
保険料納付額欄と国庫補助額欄には、その増減額が、摘要欄には、必要な場合に補足する情報が表示されます。  
ただし、前納保険料については、農業者年金基金が一旦お預かりして、毎月、保険料に振替えますので、12月の前納保険料額と年度末時点にお預かりしている残額を最後にまとめてお知らせしています。

2. 保険料の納付状況などのお知らせ

日付	事項	保険料納付額 (農業者老齢年金)	国庫補助額 (特例付加年金)	備 考
H26. 3. 31	前年度末合計額	円	円	
H26. 4. 23	H26年 3月分保険料			
H26. 5. 23	H26年 4月分保険料			
H26. 6. 23	H26年 5月分保険料			
H26. 7. 23	H26年 6月分保険料			

区分	日付表示内容	事項表示内容	摘要表示内容
保険料の毎月納付	納付日	hyy年mm月分保険料	
前納保険料を毎月末に保険料に振替	月末日	hyy年mm月分(前納)	
保険料の遡及納付	納付日	保険料額及納付	hyy.mm~hyy.mm分保険料
国庫補助の遡及助成	処理日	国庫補助追加	hyy.mm~hyy.mm補助分
保険料の返付	処理日	保険料返付	hyy.mm~hyy.mm分保険料
前納保険料の振替取消	処理日	前納保険料振替取消	hyy.mm~hyy.mm振替分
国庫補助返還	処理日	国庫補助返還	hyy.mm~hyy.mm補助分
資格の遡及変更に伴う遡年度付利額の調整	日付表示なし	遡年度付利調整額	資格の遡及変更等に伴う調整
前年度末合計額	前年度末日	前年度末合計額	
当年度付利額	年度末日	hyy年度付利額	hyy年度運用分
当年度末合計額	年度末日	当年度末合計額	今回通知額
前納保険料の納付 (金額欄はカッコ書き)	納付日	hyy年前納保険料	各月末に保険料に振替
前納保険料残高 (金額欄はカッコ書き)	年度末日	前納保険料残高	hyy.mm~hyy.mm分残高

## ○ 付利額の算定方法

付利額の計算では、まず、全体の付利の原資になる額を決めます。この額は運用収入(運用コスト控除後)から、①前納保険料の割引額(0.1%相当)、②年金や死亡一時金を裁定した方への付利額、③年度末付利の対象者や給付を裁定した方の付利準備金繰入額、④年度末付利の対象者や給付を裁定した方の調整準備金繰入額などを調整したあとの額になります。

次に、個人ごとの保険料や国庫補助などの平均額(平均残高)に、付利率を乗じて付利額を求めます。付利率は、全体の付利の原資を全体の平均残高の合計額で割って求めるもので、平成26年度は年8.03%になりました。

平均残高は、月単位で計算を行い、毎月運用した額の年間の平均額に相当します。このため、毎月納付の保険料は、翌月23日を基準に納付され、翌々月1日から平均残高の算定の基礎になります。また、前納保険料の場合は、お預かりしている額から、毎月末日に、保険料に振替えますので、その翌月1日から平均残高の算定の基礎になります。

# 農業者年金加入者の皆様へ

平成27年6月  
(独)農業者年金基金

皆様には、日頃より、農業者年金の運営にご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

農業者年金の新制度では、年金裁定の際に、それまで皆様が納めた保険料とその運用収入の合計額（年金原資）に基づいて年金額を計算しますが、年金裁定までの間は、毎年3月末現在での年金原資の積み立て状況を農業者年金基金から皆様に直接お知らせしております。

今回のお知らせは、新制度に関する平成26年4月から平成27年3月末までの1年間の農業者年金の運用結果と、新制度に加入されてから平成27年3月末までの皆様が納めた保険料やその運用収入の積み立て状況をお知らせするものです。

（したがって旧制度に関する内容はこのお知らせには含まれておりません）

さて、基金では、皆様からお預かりした保険料やその運用収入について、国内外の債券や株式への分散投資を行っております。平成26年度の運用収益につきましては約174億円となりました。皆様への付利額につきましては、同封の「平成26年度 運用（付利）結果のお知らせ」をご確認下さい。

当基金が行っています年金資産の運用については、金融・経済情勢等の運用環境の影響により、短期的には、運用成績がプラスになる年やマイナスになる年がありますが、長期的な運用により安定した運用収益を上げることが期待されます。

今後とも安全で効率的な運用を基本とし、基金の役職員一同、一層尽力して参りますので、皆様のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

**【裏面に、今回のお知らせに同封した資料のご説明があります】**

今回のお知らせに同封した資料についてご説明致します。

○農業者年金加入者の皆様へ（この資料）

当基金から加入者の皆様へのご挨拶とこのお知らせについての説明です。

○平成26年度 運用（付利）結果のお知らせ

新制度に関する平成26年4月から平成27年3月末までの1年間の農業者年金の運用結果と、新制度に加入されてから平成27年3月末までの皆様が納めた保険料やその運用収入の積み立て状況です。

○平成26年度の農業者年金の運用状況について

平成26年度の資産運用の結果と運用状況についての説明です。

○皆様からのご質問にお答えします

今回のお知らせに関して、加入者の皆様からよく頂くご質問とその回答をまとめた資料です。

○被保険者の皆様へ保険料についてのお知らせ

保険料の前納納付（平成28年1月分から12月分までの保険料の一括納付）や口座振替日、所得税・住民税の節税等についてのご案内です。

# 平成26年度の農業者年金の運用状況について

## 資産運用の実績

みなさまからお預かりした保険料や国庫補助金等の資産を運用した結果、平成26年度末の運用収入は約174億円、収益率は8.78%、時価総額は約2,154億円となりました。



### 平成26年度の資産運用結果

単位：百万円

	運用収入	収益率(注1)	時価総額
国内債券	2,949	2.16%	139,440
国内株式	7,344	30.30%	31,070
外国債券	1,197	11.98%	10,841
外国株式	5,984	23.15%	30,904
短期資産	-76	-	3,168
合計	17,397	8.78%	215,423

(注1) 収益率は、期間中に発生した利息や配当収入、債券・株式の売買及び株価変動等による損益を含めた収益率(修正総合利回り)です。

(注2) 短期資産の欄の数値は、外貨預金の為替差損益、信託報酬及び保管手数料を含めているため、収益率は表示していません。

(注3) 四捨五入の関係で合計欄の数値が合わない場合があります。

### <農業者年金の直近10年間の運用利回り>

単位：%

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
国内債券	-0.14	1.75	2.42	1.53	1.66	1.58	2.12	2.57	1.07	2.16
国内株式	49.88	0.94	-29.59	-33.61	28.45	-8.24	2.47	24.62	19.84	30.30
外国債券	7.83	10.62	0.80	-7.44	0.57	-5.78	5.07	16.73	14.31	11.98
外国株式	27.68	17.36	-18.59	-44.90	43.69	2.78	2.87	28.06	31.91	23.15
全体	9.80	3.27	-4.73	-9.25	9.14	-0.06	2.36	9.62	7.75	8.78

※直近10年間の運用利回りの平均は、年率3.46%です。

なお、新制度発足以降の13年度間の運用利回りの平均は、年率3.00%です。

## 安全性に配慮した運用を行っています

年金資産の運用は、長期的な視点から安全で効率的に行うことが大切なため、運用資産に対する投資割合などの運用の基本的な方針を定め、それに従って運用することが一般的です。

農業者年金では、年金資産の運用を安全かつ効率的に行うため、被保険者・待期者の資産と年金受給者の資産など、資産の性格の違いに応じてポートフォリオに区分して管理・運用を行っています。

このうち、被保険者・待期者のみなさまの資産は「被保険者ポートフォリオ」で運用を行っています。その運用方法は、次の点に留意しています。

### 【長期的な視点に立った運用】

加入から年金裁定までの一定の運用期間を見込むことができるため、長期的な視点に立って運用を行っており、長期にわたり維持すべき構成割合「政策アセットミクス」を、右の円グラフのとおり具体的に定めています。毎年度の運用成績は変動するものの、長期的・平均的には、小さいリスクで2.2%程度の収益が期待できます。

### 【リスクを低減させる運用】

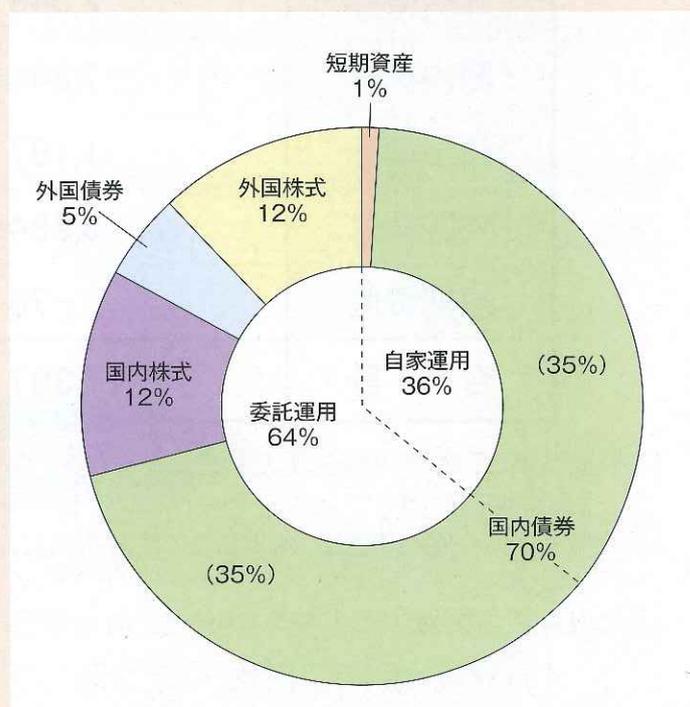
資産全体のリスクを低減させるために資産の7割を安全性の高い国内債券で運用し、さらにその半分を時価変動の影響を受けない満期保有とすることで、利回りの変動が大きくなるようにしていません。

また、自家運用以外の国内債券、国内株式、外国債券、外国株式については、信託銀行に委託して運用し、市場平均並みの収益を目指す運用（パッシブ運用）を行っています。

以上のような農業者年金基金の運用については、農林水産大臣の認可を得て策定した「年金給付等準備金運用の基本方針」に基づいて行っております。

資金の運用の状況につきましては、このパンフレットでお知らせするほか、四半期ごとに農業者年金基金のホームページで公表しております。

農業者年金の資産構成割合



# 平成26年度の付利について

運用の結果得られる収入等を、加入者のみなさま一人ひとりに配分することを「付利」といいます。

平成26年度末の付利では、以下の図のように、運用収入（約174億円）から制度的に必要な経費（約23億円）を引いて付利原資（約151億円）を求め、これを加入者のみなさまごとの運用残高に応じて配分します。

具体的な配分額（付利額）につきましては、加入者のみなさまの運用額等に応じた額となりますので、このパンフレットに同封させて頂いた「平成26年度 運用（付利）結果のお知らせ」（付利通知）をご確認ください。

運用収入 173億9千7百万円

制度経費の控除等 -23億2千5百万円

- ・前納保険料割引額 -1百万円
- ・裁定者への付利額 -6千3百万円
- ・準備金繰入額 -22億6千2百万円
- ・その他加算・控除 +2百万円

付利原資 150億7千3百万円

平成26年度中の運用額・運用期間に応じて付利原資を配分

平成26年度付利率 8.03%

加入者ごとの付利額(付利通知に記載)

## 直近10年間の付利率の推移

年度	付利率
平成17年度	9.25%
平成18年度	2.93%
平成19年度	-3.96%
平成20年度	-9.57%
平成21年度	8.09%
平成22年度	-0.08%
平成23年度	2.12%
平成24年度	8.72%
平成25年度	7.13%
平成26年度	8.03%

## 平成26年度運用(付利)結果のお知らせ

〒105-8010

東京都港区西新橋1丁目6番21号

農年太郎 様

新制度の保険料や国庫補助に対して、平成26年度決算に基づき実施した年度末付利の結果が、以下のとおりとなりましたのでお知らせします。

平成27年6月26日

独立行政法人農業者年金基金

理事長 中国 良行 公印

被保険者記号番号

XXXXXXXXXXXXXXXXXX

### 1. 付利額などのお知らせ

		平成26年3月末	前年度末	平成27年3月末	当年度増減
		(前年度末)	(修正後)	(当年度末)	
農業者年金	計	1,751,359	-	2,016,466	265,107
	保険料納付額	1,460,000	-	1,550,000	120,000
特例付加年金	付利額	291,359	-	436,466	145,107
	計	1,751,359	-	2,016,466	265,107
特例付加年金	国庫補助額	1,460,000	-	1,550,000	120,000
	付利額	291,359	-	436,466	145,107
合計	計	3,502,718	-	4,032,932	530,214
	保険料納付額	1,460,000	-	1,550,000	120,000
	国庫補助額	1,460,000	-	1,550,000	120,000
	付利額	582,718	-	872,932	290,214

(注) 1. 特例付加年金は、学給要件を満たした場合(原則65歳)に達し、かつ、経歴継承等により農業を営む者でなくなる場合に年金として支給されます。

2. 前年度末(修正後)欄には平成26年3月以前に経過して被保険者資格の変更があった方に限り、変更後の前年度末付利額等が印字されています。

### 2. 保険料の納付状況などのお知らせ

日付	事項	保険料納付額	国庫補助額	摘要
		(農業者老齢年金)	(特例付加年金)	
		円	円	
H26. 3. 31	前年度末決算	1,751,359	1,751,359	
H26. 4. 23	H26年 3月分保険料	30,000	10,000	
H26. 5. 23	H26年 4月分保険料	30,000	10,000	
H26. 6. 27	H26年 5月分保険料	30,000	10,000	

(注) 四捨五入の関係で数値が合わない場合があります。

## 専門家のご意見

2014年度は、「日米欧における中央銀行の金融政策の違い」と年度後半に生じた「原油価格の急落」が各種市場に影響を与えた1年でした。米国では景気回復基調が続く中で、FRB（連邦準備制度理事会）は10月に「金融緩和の終了」を決定しました。一方、日本では消費税引き上げ前の駆け込み需要の反動で内需が低迷、さらに原油価格下落も影響し消費者物価上昇率が鈍化したことから、日銀は10月に「金融緩和の拡大」を決定しました。このような日米の金融政策の違いが、年度を通じた「円安ドル高」と「日本の株式市場の上昇」となって現れました。金融緩和の拡大が日本のみならず欧州でも実施されたことから、世界的に金利が低下し、今年度の債券市場は国内・海外とも概ね堅調に推移しました。

農業者年金基金の資産運用は安全性を重視して、被保険者のためのポートフォリオでは、政策アセットミックスの70%を国内債券で運用しており、株式の比率は内外合わせて24%と低めに抑えられています。また、国内債券の一部は満期保有目的債券とすることで、毎年の収益率のぶれを抑制するように努められています。受給権者のためのポートフォリオは、給付の特性を考慮してすべて国内債券での運用となっており、さらに安全性に配慮したものとなっています。

農業者年金基金の資産運用は、制度の特性を勘案して策定された運用方針に基づく、適切な運用が行われており、制度の長期的な持続可能性を高めるための資産運用が実践されているということが出来ます。

みずほ総合研究所株式会社 年金コンサルティング部  
シニアコンサルタント 川名 巨樹

## みなさまへのお願い

農業者年金制度は、少子高齢化が進む中でも安心して加入することができ、税制上の優遇措置などメリットも多い制度です。

ご家族やご近所などの加入資格のある方で、まだ加入されていない方がいらっしゃいましたら、ぜひ加入を勧めていただきますようお願いいたします。

このパンフレットや付利結果のお知らせについてのお問合せは下記にお願いします。

独立行政法人 農業者年金基金 〒105-8010 東京都港区西新橋1-6-21

03-3502-3898 (資金部 企画課)  
03-3502-3199 (専門相談員)  
03-3502-3946 (業務部 適用・収納課)

ホームページアドレス <http://www.nounen.go.jp/>



## 皆様からのご質問にお答えします

今回お送りしました付利通知の内容について、加入者の皆様からよくいただくご質問とその回答をまとめましたので、ご覧ください。

Q：なぜ付利通知が送られてくるのですか？

A：納めた保険料やその運用結果などを正確にお知らせするためです。

農業者年金は、保険料や加入期間に応じて、事前に受け取る年金額が決まっている制度とは違い、皆様が納めた保険料とその運用収益を合計した金額によって受け取る年金額が最後に決まる制度です。このような年金制度を「確定拠出型」と言います。

確定拠出型の年金制度では、積み立てた保険料やその運用収益が将来受け取る年金額に大きな影響を与えます。このため、それぞれの加入者の方に保険料などの積み立て状況を毎年通知しています。

Q：農業者年金から脱退したのですが、なぜ付利通知が送られてくるのですか？

A：年金を受け取られるまでの間の運用結果等をお知らせするためです。

農業者年金は、60歳になられた方や途中脱退された方も、年金を実際に受け取るまでの間は、納められた保険料などは引き続き運用されますので、付利通知が送付されます。なお、脱退一時金はありません。

Q：脱退者でも再加入できますか？

A：要件を満たしていれば加入できます。

新制度は、一度脱退されても3つの要件（①60歳未満、②国民年金の1号被保険者、③年間60日以上農業に従事）を満たしていれば、いつでも再加入することができます。

なお、再加入に必要な書類は農業委員会やJAで入手できます（政策支援加入の場合は別途要件があります。）。

**Q：旧制度の年金額を知りたいのですが。**

**A：農業委員会またはJAの窓口にお問い合わせください。**

旧制度の年金額についてお知りになりたい方は、お手数ですが、農業委員会又はJAにご本人確認ができるものをお持ちの上、お問い合わせください。

(電話の場合はご本人であることが確認できないため、お答えできません。)

なお、旧制度の年金額については、平成13年にお送りした「農業者年金移行調査書」に記載されています。

**Q：マイナス運用への対応は何かありますか？**

**A：65歳の年金裁定時に納付保険料の総額を確保するためなどの仕組みがあります。**

農業者年金には、付利を安定的に行うため、一定水準以上の運用成績が得られた場合に運用収入の一部を留保して、付利準備金として積み立てる仕組みがあります。

平成26年度の運用の結果、付利累計額がマイナスとなっている方はいませんが、今後、65歳で年金裁定を受ける際に、運用環境が極めて厳しく、付利累計額が最終的にマイナスとなった場合でも、納付した保険料の総額が可能な限り確保されるよう、付利累計額のマイナス分を付利準備金で補うことができるようになっています。

なお、この仕組みは、これまで実施してきたマイナス運用年度におけるマイナス付利軽減の仕組みよりも優先的に実施されます。

# 被保険者の皆様へ保険料についてのお知らせ

## ◎ 保険料納付の積み重ねで、安心して豊かな老後の備えを

農業者年金は個人ごとの積立方式の年金です。

納付された保険料は、将来、ご自身が受け取る年金の原資として積み立てられます。

そして、将来、納付された保険料総額とその運用収入を基礎とする農業者老齢年金を受給することとなります。また、保険料を多く納めれば、老後の年金給付はその分大きくなります。なお、保険料を納付していただくのは、60歳に達する日の前月分までです。

以下の点にもご注意ください、保険料の納付をお忘れなきよう、よろしくお願いいたします。

## ◎ 前納納付制度について

前納納付制度を活用すると、平成27年12月24日に翌年1年間分の保険料を一括納付することができます。保険料が若干割引となります。

一括納付への変更を希望される場合は、11月15日までに手続が必要となりますので、お早めにJA窓口にお問合せ願います。

翌年1年間分の月別の納める保険料が既に決まっている方が対象となる制度ですので活用してください。

## ◎ 通常加入の保険料額は自由に設定できます

通常加入の方の保険料の額は、月額2万円から6万7千円まで千円単位で、いつでも保険料の額を変更することができます。

手続については、JA窓口にお問合せ願います。

## ◎ 口座振替は毎月23日です

保険料は毎月23日(金融機関の休業日に当たる場合は、翌営業日)にご指定のJA貯金口座から自動振替を行います。

口座の残高不足が生じないように適切な口座管理をお願いします。

## ◎ 口座振替を停止する場合があります

6か月間連続して保険料の口座振替ができなかった場合は、7か月目から口座振替の手続を一旦停止し、その旨をお知らせします。

保険料の口座振替再開を希望する場合は、JA窓口にお問合せ願います。

## ◎ 所得税・住民税が節税できます

納付された保険料の全額が社会保険料控除の対象になっていきますので、所得税の確定申告の際に所得金額から控除を受けることができます。(所得税法第74条)

なお、保険料を一括納付した場合は、支払った年又は翌年のどちらかに確定申告することができます。

## ◎ 確定申告の際、証明書の添付は不要です

農業者年金の保険料は証明書等を添付する必要がありません。JA又は農業委員会で保険料納付額を確認し、確定申告書に納付額を記入することで社会保険料控除が受けられます。(所得税法第120条第3項第1号)

## ◎ 脱退されている方も再加入ができます

3つの加入要件(①60歳未満であること、②国民年金の1号被保険者であること、③年間60日以上農業に従事していること)を満たしていれば、いつでも再加入することができます。

ご自身の老後の生活設計も再考していただき、是非とも再加入されることをお勧めします。

## ◎ 住所変更、加入資格要件等の変更

基金からの大切なお知らせが届かなくなりますので、住所変更をされた場合は必ず、JA又は農業委員会に届出をお願いします。

また、農業者年金の加入資格要件等に変更があった場合(①厚生年金に加入した、②後継者等に経営を移譲したなど)は、JA又は農業委員会にお問合せ願います。

〒105-8010  
東京都港区西新橋1-6-21  
独立行政法人農業者年金基金  
業務部 適用・収納課  
電話 03-3502-3944・3946